

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人湘南アフタケア協会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員及び評議員等とは、次の各号に定める者をいう。

- 1 定款第15条の規定による理事、監事
- 2 定款第5条の規定による評議員
- 3 障第452号及び社援第1352号に定める第三者委員
- 4 懲戒委員会規程第4条第1項に定める法人代表委員
- 5 定款第6条の規定による評議員選任・解任委員

(理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 理事が理事会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 評議員が評議員会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 4 交通費は実費とする。
- 5 常勤の役員として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により当該常勤の役員を退任した者に限り、別表3により退職手当を支給する。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費は実費とする。

(第三者委員の勤務報酬等)

第6条 第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費は実費とする。

(懲戒委員の勤務報酬等)

第7条 懲戒委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて懲戒委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 懲戒委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費は実費とする。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第9条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成24年4月1日より施行する。

平成31年4月1日改訂